

TOKYO KAIKAN CLUB 会員規約

第1条 名称

TOKYO KAIKAN CLUB(以下「本クラブ」という)は株式会社東京會館(以下「当社」という)が運営するポイントカードの会員組織です。またその事務局をTOKYO KAIKAN CLUB デスク(以下「デスク」という)とします。

第2条 趣旨

本クラブは会員の皆様にご各種特典を提供すること(以下「本サービス」という)で、当社の丸の内本館及び主要営業所のレストラン、ラウンジ、バー、売店、オンラインショップ(以下「東京會館グループ」という)をより快適にご利用いただくことを目的としています。

第3条 会員の資格

会員とは本規約を了承の上、当社所定の手続きにより入会を申込み、当社が承認した個人をいいます。但し、次の各号に該当する場合は入会できません。

- (1) 法人または団体
- (2) 過去に第15条に基づく会員資格の取消処分がなされている場合
- (3) 入会時当社に対して支払いが滞っている場合。または過去に同様の問題があり、当社が入会に支障があると判断した場合
- (4) 暴力団関係者、またはその構成員(団体を含む)およびその他反社会的勢力に該当する場合。またはそれらと密接な関係を有している場合
- (5) その他当社が適格でないと判断した場合。なお、この場合でも当社が判断理由を開示する義務を負わないものとします。

第4条 入会方法

入会方法は次の各号のとおりとします。

- (1) 当社公式アプリのダウンロードによる入会
 - (2) 当社公式WEBページによる入会
 - (3) 当社所定の申込書による入会
- なお、(1)と(2)による入会の会員を「TOKYO KAIKAN CLUBアプリ会員」「以下「アプリ会員」といいます。
- (3)による入会の会員を「TOKYO KAIKAN CLUB 申込書会員」(以下「申込書会員」といいます)。

第5条 会員証発行

当社は次の各号の会員証を発行します。

- (1) 前条(1)による入会の場合は、アプリのマイページ上にモバイルメンバーズカードが表示されます。
 - (2) 前条(2)・(3)による入会の場合は、手続き完了後デスクよりメンバーズカードを1名につき枚発送します。(以下「モバイルメンバーズカード」「メンバーズカード」を合わせて「会員証」といいます)
- メンバーズカードを保有する会員は、カード裏面の署名欄に自署名、自己の責任においてカードを管理するものとします。

第6条 入会金・年会費

本クラブの入会金・年会費は無料です。

第7条 会員証の利用

- (1) 会員証の利用は、会員本人に限ります。
- (2) 会員特典利用の際は会員証を提示ください。提示なき場合は会員特典を利用できません。
- (3) 会員証の所有権は当社に帰属しており、第三者への譲渡、貸与、名義変更はできません。
- (4) 会員証にクレジット機能はありません。

第8条 ポイントサービスの内容・提供方法

ポイントサービスとは、会員が次項におけるポイント付与対象となる東京會館グループ利用の際に、利用金額に応じて当社所定のポイントを付与することとなります。

1.(ポイント付与内容)

- (1) ポイントは、100円毎に5ポイントを付与します。100円に満たない端数は切り捨ててポイント数を算出します。なお、次回利用の際に当該金額を繰越すことができます。
- (2) ポイントは利用日の翌日以降に付与されます。レジ精算後の付与はできませんので必ず精算前に提示ください。
- (3) 当社によるさまざまな企画で付与加算率の変更、または利用を伴わないポイント付与を行う場合があります。
- (4) 割引制度を利用する場合、割引後の金額がポイントの対象となります。
- (5) ポイントは譲渡、合算することはできません。ただし、換金もできません。
- (6) ポイント誤付与によるポイント過不足については、予告なく訂正手続きを行う場合があります。
- (7) ポイント数は、アプリ会員の場以下①の②～③、申込書会員の場②または③の方法で確認できます。

- ①アプリまたはWEBのマイページ(以下「マイページ」という)
- ②レシート
- ③デスクへの問い合わせ

- (8) ポイントは3,000ポイント単位でレストランや売店でご利用いただける3,000円分の本クラブ発行のTOKYO KAIKAN CLUBグルメリ券(以下「CLUBグルメリ券」という)と交換できます。なお、交換したポイントはそれまでの累計ポイントから減算します。
 - (9) 購入された商品を超えられた場合、付与ポイントは抹消します。累計ポイントが抹消ポイントに満たない場合、差額分のポイントの相当額を請求します。
- またCLUBグルメリ券発行後に返品された場合、CLUBグルメリ券の返還を請求することもあります。

2.(ポイント付与対象となる支払方法)

- (1) 現金による支払
 - (2) 当社販売のTOKYO KAIKANギフト券による支払
 - (3) 当社が頒布するクレジットカードによる支払
 - (4) 当社が頒布する他社発行の金券による支払
 - (5) 電子マネー、プリペイドカードによる支払
 - (6) その他当社が指定する支払
- 3.(ポイント付与対象外となる支払方法)
- (1) 先掛けによる支払
 - (2) CLUBグルメリ券による支払
 - (3) その他当社が指定する支払
- 4.(ポイント付与対象事項)

- (1) 下記の当社レストラン、ラウンジ、バー、売店
 - ①丸の内 本館(※2019年1月より営業再開予定)
 - ②加太会館
 - ③浜町町東会館
 - ④大手町LEVEL XXI 東京會館
 - ⑤銀座スカイラウンジ

2) オンラインショップ

5.(ポイント付与対象外事項)

- (1) 会員証の提示がない場合
- (2) 消費税
- (3) 送料
- (4) 前項①から⑤以外の店舗利用の場合
- (5) 第8条第3項の支払方法に該当する場合
- (6) 当社販売のTOKYO KAIKANギフト券購入の場合
- (7) 当社主催のイベントチケット購入の場合
- (8) 宴会利用の場合
- (9) 婚礼(レストランウェディングを含む)利用の場合
- (10) コピー代
- (11) タバコ代
- (12) 切手・印紙代
- (13) その他当社があらかじめ指定する場合

第9条 CLUBグルメリ券

1.(CLUBグルメリ券の申請)

- (1) 会員は次の各号により申請します。
 - ①アプリ会員は、会員本人がマイページにて申請します。
 - ②申込書会員は、デスクへの電話にて申請します。

申請後、約1ヶ月後にデスクより登録の住所へ発送します。

申請後のキャンセルは承れません。

(2) いくらかる場合でも再発行はできません。

2.(CLUBグルメリ券の利用)

- (1) 有効期限は発行日より3ヶ月です。
- (2) 利用対象は、前条第4項(1)に記載の店舗のみです。
- (3) 当社販売のTOKYO KAIKANギフト券購入には利用できません。
- (4) いくらかる場合でも約額はお渡せません。また、換金もできません。

第10条 会員特典

当社オリジナルホームページにて確認ください。

第11条 会員証の紛失・盗難による再発行

- (1) 会員証が紛失、盗難された場合は、次の各号により再発行手続きをします。
 - ①モバイルメンバーズカードの場合、会員本人が再度、当社公式アプリをダウンロードの上、申込時のメールアドレスとパスワードを入力することでモバイルメンバーズカードが表示されます。また、累計ポイントは継続されます。
 - ②メンバーズカードの場合、デスクへ問い合わせの上本人確認ができ次第、メンバーズカードを再発行します。カード発行手数料は無料です。手続き完了後、新しいメンバーズカードに累計ポイントを移行します。

第12条 登録情報の変更

- (1) 会員は、住所、電話番号等、入会時に登録した情報に変更が生じた場合は、次の各号により登録情報を変更します。
 - ①アプリ会員は、会員本人がマイページより直接登録情報を変更します。
 - ②申込書会員は、デスクへ問い合わせください。

第13条 個人情報の取り扱い

1.(個人情報の利用目的)

ポイントサービス及び会員サービスのために登録いただいた会員の属性情報等は、当社に帰属するものとなりますが、当社はこれらの情報を以下の目的の以外への用途には一切使用しないものとします(会員はこれを承認します)。

- (1) ポイントサービスの履行(保有ポイントの管理および利用ポイントの管理ならびにこれらに付随する事務手続き等)
- (2) 新たなポイントサービスののご案内等、会員のための情報提供。
- (2) 個人情報の第三者提供

当社は、登録された個人情報について、個人識別が可能な状態で第三者に提供しないものとします。但し、次の各号記載の場合、個人識別が可能な状態で第三者に提供することができるものとします。

- (1) 会員の同意が得られた場合
 - (2) 法令等により開示が求められた場合
 - (3) ポイントサービスの実施のために、個人情報取扱いについて秘密保持契約を締結したうえで第三者に業務委託する場合
- 個人情報の取り扱いについては、本条の他、当社が別途定めるプライバシーポリシー(個人情報保護方針)に従って取り扱います。

第14条 会員資格の喪失

- (1) 最終利用日または入会日から3年間にわたり、利用されなかった場合、最終利用日より3年後の月末に会員資格は喪失するものとします。
 - (2) 会員本人が亡くなった場合、会員資格は喪失するものとします。
- この場合、累計ポイントは自動的に消滅します。

第15条 会員資格の取り消し

会員が以下の項目のいずれかに該当するときは会員資格を取り消すことができるものとします。本条が適用される場合でも当社は判断理由を開示する義務を負わないものとします。

- (1) 会員が第3条各号に該当することが判明した場合。
- (2) 会員が公序良俗、法令に違反する行為をした場合。
- (3) 他の会員や第三者を誹謗、中傷するなど他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為があった場合。
- (4) 当社への運営を妨害する行為があった場合。
- (5) 当社への申告、登録事項に虚偽があった場合。
- (6) 本規約に違反した場合。

第16条 退会

会員が退会する場合は、次の各号により退会手続きをします。

- (1) アプリ会員は、会員本人がマイページより直接手続きをします。
- (2) 申込書会員は、デスクへ問い合わせください。

なお、退会に伴い累計ポイントは消滅するものとします。

第17条 本規約および特典内容の追加、変更、廃止等

当社は、会員の承認を得ることなく本規約および特典内容の追加、変更、廃止を行うことができます。なお追加、変更、廃止について当社は1ヶ月前までに公表します。追加、変更、廃止後に会員が本サービスを利用した場合、当該について同意したものとみなします。

第18条 免責

- (1) 本サービスの利用に必要な通信機器等は、自己の費用と責任において用意するものとします。また、利用に伴い発生する通信費は全て自己負担とし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 天災地変等の事情により回線障害やサーバーの故障等の被害が生じ、本サービスが利用できない場合、当社は一切の責任を負わないものとします。但し、利用の確保が確保された場合はポイント加算等のサービス提供を行います。
- (3) 第三者に本サービスを利用された場合は会員の責務とし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (4) パスワードは自己の責任において管理および保管するものとします。万が一、パスワードを忘れた場合は会員本人がマイページにて再設定するものとします。
- (5) 会員が登録内容の変更を行わなかったことにより損害が生じた場合であっても当社は一切の責任を負わないものとします。
- (6) 本クラブが終了する場合、当社16ヶ月前までに公表します。なお、本クラブ終了に伴い会員に損害が生じた場合であっても当社一切の責任を負わないものとします。

第19条 管轄裁判所

本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第20条 お問い合わせ窓口

株式会社東京會館「TOKYO KAIKAN CLUB デスク」
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-1
03-3215-2111(代表) (9:00-18:00/土・日・祝・年末年始を除く)
www.kaikan.co.jp/tokyokaikan.club/